

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令概要

I 金融商品取引法施行令の一部改正

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という）における新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得禁止の緩和を踏まえ、金融商品取引法（以下「金商法」という）改正により、投資証券である上場等株券等の発行者が行うその売買に関する規制の導入等所要の措置が講じられたことに伴い、必要な事項を定めることとする。（金融商品取引法施行令第1条の4、第1条の7、第1条の7の4、第1条の8の4、第2条の12の3、第2条の12の4、第4条の3、第4条の9、第6条、第9条の2、第12条、第13条、第14条、第14条の3の2、第14条の3の7、第14条の3の13、第14条の4、第14条の5の2、第26条の7、第31条、第32条、第33条、第33条の4の2、第33条の5、第33条の5の2関係）

II 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正

1. 投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化に伴う所要の規定の整備

投信法改正により、新投資口予約権に係る制度が創設され、及び自己投資口の取得禁止が緩和されたことに伴い、自己の投資口を取得することができる投資法人が運用の目的とする特定資産の内容として不動産等を定める等、所要の規定の整備を行うこととする。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第1条、第64条の2、第69条、第69条の2、第77条の2、第77条の3、第77条の4、第77条の5、第77条の6、第77条の7、第100条の2、第102条の2関係）

2. 金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外

機関投資家向けの委託者指図型投資信託の設定・償還につき、有価証券等のうち時価評価が容易なものを用いる場合には、受益者保護に欠けるおそれが少ないことから、現物設定・現物償還を認めることとする。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条関係）

3. 投資法人による他法人株式の過半取得禁止の例外

投信法改正により、投資法人が行うことを禁止されている他法人の株式の過半取得に関し、外国の法令の規定その他の制限により当該国における不動産取引を行うことができない場合に限り、海外不動産を保有する法人の株式の過半取得を容認することとされた。これに伴い、過半取得が認められる場合について定めることとする。（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第98条の2、第116条の2、第122条の2関係）

Ⅲ 社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正

社債、株式等の振替に関する法律改正により、投資信託の併合に係る記録手続及び新投資口予約権の振替に係る制度が創設されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(社債、株式等の振替に関する法律施行令第24条、第65条の2関係)

Ⅳ その他関係政令の一部改正

商品先物取引法施行令、租税特別措置法施行令、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令、確定拠出年金施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令について、所要の規定の整備を行うこととする。